

貯法 暗所、室温保存、気密容器*

*ガス抜き機構付き

製造番号

使用期限

承認指令書番号 2動薬第1031号

販売開始 2018年10月

劇 動物用医薬品 指定

水産用

ムシオチール®

ふぐ目魚類及びすずき目魚類の
外部寄生虫駆除剤

製造販売業者

共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-5-10

®登録商標

1,000 kg

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、過酸化水素を45%含有する無色澄明の液剤で、ふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤として有用である。

【成分及び分量】本剤1kg中

過酸化水素 1kg(過酸化水素濃度45%)

【効能又は効果】ふぐ目魚類の外部寄生虫(ヘテロボツリウム・オカモトイ未成熟虫、ネオベネデニア・ジレレ及びシュードカリグス・フグ)の駆除
すずき目魚類の外部寄生虫(ベネデニア・セリオレ、ネオベネデニア・ジレレ及びビバギナ・タイ)の駆除**【用法及び用量】****ふぐ目魚類の外部寄生虫の駆除**

ヘテロボツリウム・オカモトイ未成熟虫：

現場海水1m³に対し、本剤1.3kgの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量40kg以下とする。薬浴液中で20～30分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。

シュードカリグス・フグ：

現場海水1m³に対し、本剤0.65kgの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量40kg以下とする。薬浴液中で20分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。

ネオベネデニア・ジレレ：

現場海水1m³に対し、本剤0.65kgの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量40kg以下とする。薬浴液中で20分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。又は、現場海水 1m³に対し本剤163～217gの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量40kg以下とする。薬浴液中で30分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。**すずき目魚類の外部寄生虫の駆除**

ベネデニア・セリオレ：

現場海水1m³に対し、本剤0.65kgの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量500kg以下とする。薬浴液中で3分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。又は、現場海水1m³に対し、本剤163～217gの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量100kg以下とする。薬浴液中で30分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。

ネオベネデニア・ジレレ：

現場海水1m³に対し、本剤163～217gの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量100kg以下とする。薬浴液中で30分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。

ビバギナ・タイ：

現場海水1m³に対し、本剤0.65kgの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量100kg以下とする。薬浴液中で30分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。又は、現場海水1m³に対し、本剤217gの割合で混和し薬液とする。薬浴する魚は、薬液1m³当たり魚体総重量100kg以下とする。薬浴液中で30～60分間魚を薬浴する。処置魚は速やかに現場海水中に戻す。

*下線部 方法特許 特許番号第6313777号 【発明の名称】低濃度過酸化水素水による魚類外部寄生虫駆除方法

<有害性情報>
火災助長のおそれ：酸化性物質
飲み込むと有害
吸入すると有害
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
呼吸器の障害
長期又は反復曝露による呼吸器の障害<注意書き>
熱源から遠ざけること
ミスト/蒸気を吸入しないこと
適切な保護手袋、保護眼鏡、保護衣、保護マスク等を着用すること
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること
直射日光、高温及び多湿を避けて、錠錠して保管すること
使用後は専用の蓋で密閉すること

危険

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、ふく目魚類の外部寄生虫(ヘテロボトリウム・オカモトイ未成熟虫、ネオベネデニア・ジレシ及びシュードカリグス・フグ)及びすずき目魚類の外部寄生虫(ベネデニア・セリオレ、ネオベネデニア・ジレシ及びピバギナ・タイ)を駆除するために使用し、ふく目若しくはすずき目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。
- ・本剤は、正しく使用しなければ寄生虫駆除の効果が得られない恐れがあるので、本添付文書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。

(取扱及び廃棄のための注意)

- ・有効期間を超えた等残余した薬剤は、地方公共団体の条例等に従い適切に処分するか、又は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者・運搬業者に依頼する等適切に処理すること。
- ・使用済みの容器は、海水か水道水で洗浄後、地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。
- ・薬浴液は使用する時に希釈し調製すること。
- ・薬浴液はあらかじめ飼育水で希釈したものを薬浴槽へ投入すること。
- ・薬浴槽の薬剤は均一になるように混ぜてから使用すること。
- ・調製した薬浴液の使用は1回に限ること。
- ・薬剤が漏れた場合は、すぐに大量の水で流すか砂で吸着させ、産業廃棄物として処理すること。
- ・本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤が、転倒すると液漏れのおそれがあるので、転倒しないよう保管すること。
- ・本剤は可燃物や金属の近くには保管しないこと。
- ・シロアリ、ネズミ等による本剤容器及び積載パレットへの食害の起さない場所に保管すること。
- ・本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。

(特別な注意)

- ・本剤は、必ずガス抜き機構付きキャップを使用した専用容器に保管すること。
- ・可燃物(木材、紙、布等)との接触や混合をしないこと。本剤そのものは燃えないが、分解によって発生する酸素ガスは可燃性があり、同時に熱も発生するため火災の危険性がある。可燃物に付着した場合は、水で十分に洗い流すこと。
- ・異物(アルカリ、重金属、有機物、ゴミ等)を混入させないこと。酸素ガス及び熱を発生し発火する危険がある。密閉容器では破裂する恐れがある。
- ・いったん容器から出したものは、混入した異物により発火する危険性があるので、絶対に元の容器に戻さないこと。
- ・誤用を避け、品質を保持し、発火を防ぐため、本剤を他の容器に入れかえないこと。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤が皮膚等に付着した場合には、痛み、白斑等の症状がみられることがあるので、本剤の調製にはゴム手袋、ゴム前掛け、ゴム長靴等を着用すること。
- ・本剤が眼に入らないよう防護メガネを必ず着用すること。
- ・万一、本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。
- ・誤って本剤を飲み込んだ場合には、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が皮膚又は眼に付着した場合には、速やかに多量の水又は海水で洗うこと。
- ・本剤を吸入した場合には、被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移動させ、医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・本剤をふく目魚類に使用する場合には、水温が25℃以上の時は薬浴を行わないこと。ただし、ネオベネデニア・ジレシの駆除を対象とした場合において、現場海水1m³に対し本剤163g又は217gの割合で混和し、30分間魚を薬浴する場合は、25℃～29℃での薬浴も認める。
- ・本剤は、魚が衰弱している時又は赤潮発生時、溶存酸素低下時等には使用しないこと。
- ・薬浴中に対象魚の遊泳状態等を観察しながら、酸欠には十分注意し実施すること。特に、すずき目魚類において、30分以上の薬浴を行う場合は、薬浴槽へのエア(酸素)供給を行い、薬浴中の溶存酸素濃度が4.0mg/L以下にならないよう注意すること。4.0mg/L以下では、魚の健康に影響が生じる恐れがあることから薬浴を中止すること。
- ・すずき目魚類において、30分以上の薬浴を行う場合は、「すれ」による魚への影響を避けるため魚同士が接触しない密度で実施すること。
- ・期待する治療効果が得られないことや思わぬ副作用が発生するおそれがあるので、本剤には、他の薬剤を加えて使用しないこと。
- ・薬浴した魚は速やかに海水中に戻すこと。

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒102-0073

東京都千代田区九段北一丁目11番5号

TEL 03-3264-7559

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、左記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutum/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。